

医師の資質の向上

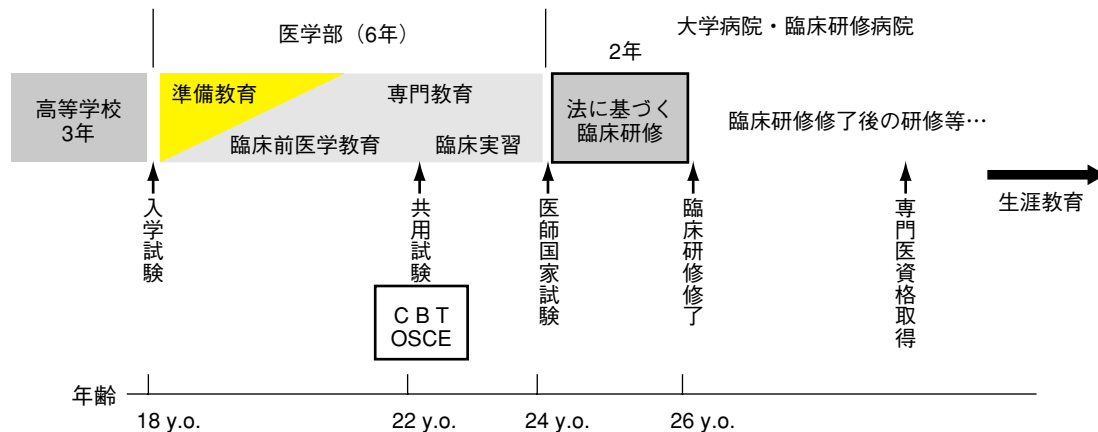
概 要

医師臨床研修制度の概要

1. 臨床研修制度の位置付け

○医師法第十六条の二

診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。



2. 臨床研修の基本理念

臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。（医師法第16条の2第1項に規定する医師臨床研修に関する省令）

3. 臨床研修のプログラム

- ① 内科、外科及び救急部門（麻酔科を含む。）、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療については、必ず研修を行うこととし、研修期間はそれぞれの科目について少なくとも1月以上とすること。
- ② 原則として、当初の12月は基本研修科目を研修すること。また、内科においては6月、外科及び救急部門においてそれぞれ3月以上研修を行うことが望ましいこと。ただし、当初の12月のうち、3月以内に限り必修科目を研修することも可とする。
- ③ 地域保健・医療については、へき地・離島診療所、中小病院・診療所、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、各種検診・健診の実施設等（臨床研修協力施設）のうち、適宜選択して研修すること。

4. 実施状況

① 臨床研修実施施設（平成20年4月1日現在）

臨床研修病院（単独型・管理型）	1,004 病院
臨床研修病院（協力型）	1,298 病院
臨床研修協力施設	5,047 施設
大学附属病院（単独型・管理型）	109 病院
大学附属病院（協力型）	24 病院

② 研修医の在籍状況

区 分	大学病院	臨床研修病院
平成15年度（旧制度）	72.5%	27.5%
平成16年度（新制度1年目）	55.9%	44.1%
平成17年度（新制度2年目）	49.2%	50.8%
平成18年度（新制度3年目）	44.7%	55.3%
平成19年度（新制度4年目）	45.3%	54.7%

〈参考〉医師臨床研修制度改善のあゆみ

○昭和23年
卒後1年のインターン制度を開始
（GHQの指導）

○昭和43年
臨床研修制度創設
（『努力義務』としての研修）

○平成6年
医療関係者審議会の提言
→『必修化、内容改善』

○平成12年
医師法、医療法改正

○平成16年
新制度の施行

旧制度の問題点

1. 研修は努力義務
2. 研修プログラムが不明確
3. 専門医志向のストレート研修中心
4. 施設間格差が著しい
5. 指導体制が不十分
6. 研修成果の評価が不十分
7. 身分・処遇が不安定
→ アルバイト
8. 研修医が都市部の大病院に集中

行政処分を受けた医師等に対する再教育（医師法等）

